

Title	国際法上国家及び国家の分類に関する私論
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.667(73)- 688(94)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

更に言語學上より交換の事實を證明する爲め、原始民族中の原始民族たる、グイ・スランドの「ピタピタ」種族の言語に徴するに、彼等は交換の動詞に *Pu-ki-woon-je* 又は *Woon-ge-mul-je* を用ひ、其他「Woon-je (興へる) in-da-mul-je (要求する) Pin-ki-poo-ra (分配する) 等の語あり」(W. E. Roth, *Ethnological Studies among the North-West-Central Queensland Aborigines*, 1897)

溯て「サンストリット」に之れが語源を求むるに交換の意義に就きては *Mé, Mayate* (複數 *Nime*) の語あり、又た價格に就きては *Vasná* なる語あり、更に「トルコ、タイター」語に於ては *Teg* (價值) *tej* (直段) 等の語あり、(Dr. O. Schrader, *Linguistisch historische Forschungen zur Handelsgeschichte und Warenkunde*, I. s. 61-65) 以て此現象の極めて古き歴史を有すことを知るを得可し。

「原始民族に於ける交換の意義を中心としては論ず可きこと甚だ多し、例へば維也納大學教授「ヘルネッス」は *Stumme Handel* を以て商業の最古の形式となすも (Dr. M. Hernes, *Natur und Urgeschichte des Menschen*, B. II. s. 498) 吾人は此説に反對する理由を有す、又た原始民族にありては交換は必ずしも分業の基礎たるものにあらずと信ず、是等の點に就きは他日稿を改めて論せんと欲す。(完)

## 國際法上國家及び國家の分類に 關する私論

板 倉 卓 造

國際法上、國家及び國家の分類に關する論究法は、何れの國際法の教科書も、殆ど千篇一律にして、甲乙學者の所説を比較するに、其間に根本的相違を認むること稀にして、大抵大同小異なり。然らば此點に關する國際法學者の研究は、既に一切を試み盡して、又餘蘊なく、從來の論究法を以て、動かす可からざる定説と爲す可きやと云ふに、余案するに必ずしも然らず、今日普通に行はるゝ論究法には、満足す可からざる點多々にして、寧ろ之を根柢より一變せばやと思はるゝ程なり。余の今より述べんとする所は、固より一家の私論にして、今後の研究に依て修正す可きもの尙ほ少なからざる可しと雖も、是までの内外國際法の教科書に用ゐられたる論究法とは、若干面目を異にするものあり、試に其要領を掲げて、先輩大家の批評を仰ぎ、更に研究を積まんと欲するものなり。

## 一、國家及び主權

最も普通に行はるゝ定義に従へば、國家とは一定の地域の上に、一定の主權の下に結合せる人民の團體を云ふ。

一、國家は一定の地域の上に存立す。

國家は各々一定の地域に蟠據して、以て他の國家に對立するものなり。然れども國家が國家たるが爲めには、必ずしも一定方哩の地域を有せざる可からざるの制限あることなし。例へば僅に八平方哩に過ぎざるモナコ侯國、同名の首府とモント、カロー及び他の一小市より成る三十三平方哩のサン、マリノ共和國、同名の首府と四箇村より成る百七十五平方哩のアンドーラ共和國の如き、殆ど我國の一郡にも若かざる狭小なる面積を有するに過ぎざるも、尙ほ國家たるに妨ぐるることなし。

二、國家は人民の結合團體なり。

人民の結合團體とは、複數の人民が集合して、共同生存を營む團結を云ふ。但し其人民の團體は、常に同一の民族より成ることを要せざるのみならず、其人民の員

數も亦制限あることなし。如何となれば現に瑞西の如き佛蘭西人、獨逸人及び伊太利人より成るに拘はらず、尙ほ一國を組織し、又前記のモナコは人口一萬五千、サン、マリノは一萬一千、アンドーラに至ては僅に六千を有するに過ぎざるも、法律上國家として存立するに、何等の不都合なければなり。

三、國家は一定の主權の下に存立す。

既に述べたる一定の地域と人民の結合團體とのみにては、尙ほ未だ國家たるを得ず、何となれば是れ單に人類の社會團體たるに過ぎざればなり。故に國家たるには、一定の地域に於ける人民が、一定の主權に依りて統一せらるゝことを要す。主權とは一國最高の權力の云ひなり。此權力は其國內にては、何者に對しても絶對の服従を強要するものなり。同時に、此權力の上には、何等の高權力を認めず。若しも其國內に於て、之に對して絶對の服従を強要すること能はざるものあるか、又は其上に更に高級なる權力を有する者あらんには、斯の如き權力は、之を最高權力と稱するを得ざるものなるが故に、此場合には主權の存在を認むること能はざるものなるを以て、國家を成立することなきものなり。

此故に例へば北米合衆國、獨逸帝國もしくは瑞西共和國の如き合衆國 (Federal State) を構成せる所謂支分國は、其の國の憲法には、恰かも主權を保有する國家の如くなれども、其實、各支分國は其上に中央政府の權力を加へられて、其所謂主權は、最高權力たるの實を有せざるを以て、本來國家たることを得ざるものなり。又その中央政府の有する權力も、支分國の權力に依て制限せらるゝを以て、是亦主權にあらざること勿論なり。或は米獨の學者の多くは、合衆國の主權は、支分國と中央政府とに分割せられたるものなりとの説を爲し、各支分國を名づけて一部主權國 (Part-Sovereign States: Unterstaaten) と呼ぶを常とすれども、若しも主權を以て分割し得べきものとせば、其最高權力たるの本質と相納れざる可し、如何となれば一國內に相對立する數箇の權力もしくは互に相檢束する數箇の權力を認めんには、其權力は何れも最高なるを得ざればなり。故に一部主權國の名稱は合衆國の支分國以外に、往々附庸國及び被保護國にも用ゐらるゝことあれども、是は主權本來の觀念と矛盾するものなるが故に、余は之を非認せんとするものなり。或は主權を以て一國最高の權力と爲すの説に對して、凡そ國家たるには主權を有することを必要

とせず、苟も命令強制の權力を有せんには、國家たるに妨なしとの説を爲すものあり。此種の説を唱ふるものは、多く獨逸の學者にして、ラーバンド若しくはイエリネックの如き、大體この説の賛成者なり (ラーバンド獨逸帝國々法論第一卷七五頁以下、イエリネック國家結合論二九八頁以下)。然れども如何なる者に對しても、常に完全に命令強制の權力を行はんとするには、必ずや主權に依るの外ある可からず。若しも其命令強制の權力に對し、同一國內にて之に對立するの權力もしくは其上に位する高級の權力あらんには、此種の權力に對しては、命令強制の權力を加ふることは能はざる可きが故に、命令強制の權力と云ふと雖も、唯だ其名のみにして、其實なきものと稱せざるを得ず。之を以て假にラーバンド一派の説に従ひて、單に命令強制するの權力を以て國家の要件とするも、其命令強制の權力を常に確實に行ふものは主權に外ならざるが故に、此説も押詰むれば結局國家たるには主權を要件とするに歸着せざるを得ざるなり。思ふに獨逸の學者が主權を以て國家の要件とするの舊來よりの學説を排斥して、敢て新説を立てんとするは、畢竟普魯西その他の獨逸帝國支分國を國家として説明するに舊來の學説にては到底爲し難き

を以て、偕てこそ主權不要論を唱ふるに至りたるものなる可し。然れども抽象的なる國家の定義如何に依りて、普魯西その他の所謂支分國が國家たるの名稱を失ひたればとて、其普魯西たる實質の上に、何等増減する所なきは勿論のことなるが故に、普魯西は獨逸帝國內にて非常に廣大なる自治の權を許されたる一地方團體と認むるも、法律上の説明に不都合ある可からず。若し夫れ獨逸帝國內の支分國中、南獨の諸國バーデン、ヘッセ、ウルテムベルグ、バヴァリアが、他國との間に公使を授受し、條約を締結する等の權能を有するの理由を以て、之を國家と認めんとするものあるも、支分國中、今日尙ほ此種の權能を有するは、單に歴史の遺物に外ならずして、昔日國家たりし當時の慣行を、今日その儘に持續せしむる事に過ぎざるのみ。然らば此點に關する法律上の性質は如何と云ふに、是れ唯だ各支分國に認められたる廣大なる自治權に基づきて、是等の權能を有するに外ならざるなり。

斯くの如く合衆國內の所謂支分國は、主權を有せざるを以て國家たるを得ざれども、合衆國それ自身は主權を有するが故に、國家なり。然れども合衆國の主權と、中央政府の權力とを混同す可からず。中央政府の權力は、各支分國の權力と相對

立し、若しくは互に相檢束するものなるが故に、最高の權力に非ず。最高の權力に非ざるものは主權に非ざるが故に、中央政府の權力は主權には非ざるなり。合衆國の主權の所在が何れに在りやは、各合衆國に依りて一ならざれども、其主權を行使するの機關は、中央政府と各支分國なり。此兩者は各機關として附與せられたる特殊の權力を有す。世間の學者が合衆國の主權が二分せらるゝが如く説明して支分國を以て一部主權國などと呼ぶは、即ち此機關として附與せられたる權力を誤解したるに外ならざるなり。此故に獨逸帝國、北米合衆國もしくは瑞西共和國の如き、各合衆國その物が主權を有するを以て、獨逸帝國、北米合衆國、もしくは瑞西共和國として國家たるものにして、其國家成立の沿革及び其内部の政治組織は他の單純なる國家と著しく異なるものありと雖も、一主權の下に統一せらるゝ國家としては、總ての點に於て、爾餘の國家と異なることなきを以て、從來の學者が、之を特殊の國家の如く見做して、國家の一分類を爲すものと説明したるは、余の賛成する能はざる所なり。

以上は専ら合衆國に就て、國家と主權との關係を説きたるものなれども、學者中

また附庸國もしくは隷屬國(Vassal State)なるものを國家の一種として其分類中に加ふるもの多數なれども、附庸國もしくは隷屬國と云ふは、實は國家には非ずして宗主國(Suzerain State)の一地方に外ならず。宗主國と隷屬國との關係は、固より常に一樣ならずと雖も、普通に隷屬國は内政に關しては廣大なる自治權を與へらるゝも、外交に關しては若干の權能、例へば通商條約郵便條約等の條約締結權の如きを附與せらるゝことあるの外は、常に宗主國に於て之を行ひ若しくは宗主國に於て許否權を有するの例なり。隷屬國が事實上廣大なる自治權を有するより、一見恰も國家の觀を爲すを以て、之に一部主權國の名を與ふるものあれども、隷屬國は本來法律上には宗主國の主權の下に在るものなるが故に之を一種の國家と認むるは、正しく誤解なりと云はざる可からず。

主權に就て尙ほ一言す可きは、主權を區別して對内主權(Internal Sovereignty)と對外主權(External Sovereignty)の二種と爲すの例、學者の間に普通に行はるゝこと是れなり。主權は最高の權力にして、其性質、不可分のものなるが故に、對内、對外主權の區別は、主權その物の區別に非ずして、恐らく主權の作用の區別に外ならざる可し。

而して對内主權とは、國家の内部に對して、絶對無制限に行はるゝ主權の作用にして、自由に諸般の法律を制定し、且つ之を執行するの權力是れなり。換言すれば絶對に命令強制するの權力なるが故に、實質に於て主權その物に外ならず。故にデパネーも、對内主權は其絶對にして自制限の外、何等の檢束を蒙むるとなく、無制限に其人民の上に行はるゝの意味に於て、主權其物に外ならずといへり(國際公法八三頁)。對外主權とは、國家が外部に對する行爲の自由にして、他國の檢束を排斥する主權の作用なりと解す可し。國家は此主權の作用に依りて、國際法上、其對外行爲は其國自ら獨斷專行して、他國の干渉を蒙らざる自主獨立の權利を有すとは、多くの學者の唱ふる所なり。例へば前記デパネーの説に、國家は對外主權に依りて、他國に對し獨立の人格として自立し、外交機關を以て他國に代表せしめ、平等の基礎に依て條約を締結し、自由に攻守の戰爭を爲し、自國の領土及び自國人民の利益の尊重を要求し、特殊の稱號を用ゐ、固有の國旗を掲ぐる等のことを爲し得るものなりと云ひ、(國際公法八二頁)ビエドリエヴルも略ぼ同様の言を爲し、(國際公法第一卷一八七頁)ボンフィス、ローレンス亦同一説なりと認むるを得べし、ボンフィス國

國際公法第五版八六頁、ローレンス國際法第四版五六頁。即ち國家が對外行爲の自由を有するは、其の對外主權に基づくものとの説なれども、然れども國家は單に主權を有するのみにては、未だ以て他國に對して法律的行爲を爲すの權利を有するものに非ず。國家が對外行爲を爲すことを得るは國際法上の權利主體たるの能力を享有したる以後ならざる可からず。國家が國際法上の權利主體たる能力を享有すとは、國家が事實上の國家たる以外に、尙ほ國際團體に加入して其一員たるの資格を云ふものにして、此の資格を附與するを、國家の承認と云ふ。隨て未だ國際團體に加入せざる國家は、國際法上の權利主體たることを得ず。國際法上の權利主體ならざるものは、他國に對して法律的行爲を爲すことを得ざるものなるが故に、國家が自由に對外行爲を爲すの權利を有するは、國家が對外主權を有するの結果に非ずして、對外主權以外の事實に歸せざるを得ず。故に國家が對外行爲を爲すに、自由に獨斷專行して、他國より檢束干渉せられざるの權利を有するは、多くの學者の唱ふるが如き主權の作用には非ずして、國家が國際法上の平等の權利主體として、國家が互に相對峙するの關係に基づくものと云ふ可し。即ち余は對外主

權なるものを否認せんとするものにして、隨て主權の作用を對内對外に區別するの失當なるを信するものなり。況や主權と云はゞ、元來一國家に於ける權力に對する服従の關係、即ち不平等の關係を意味するものに外ならざるが故に、其主權の作用を平等關係に在る可き國家間に及ぼすことある可からざるに依り、對外行爲の自由獨立なる權利を對外主權の名に依て呼ぶは、用語の當を得たるものと云ふ可からざるに於てをや。

## 二、國家の分類

國家間の法律關係は權利義務の關係なり。然らば總ての國家は權利を享有するものなりや、即ち總ての國家は國際法上の權利主體なりやと云ふに、前にも述べたる如く、國家は單に事實上に存在するのみにては、未だ以て國際法上の權利主體たることを得ず、其權利主體たるには國際團體の一員たるを要す。國際團體以外の國家は權利主體たるの資格、即ち權利能力を全然有せざるなり、假に名づけて之を絕對權利無能力國と云ふ。次に既に權利能力を有しながら國際法の規定もしくは條約に依りて、其全部の權利を享有することを制限せらるゝ國家あり。例へば物

上聯合(Real Union)を構成する箇々の國家の如き、其國は元來完全なる權利主體たるを得るものなれども、物上聯合に入りたるの故を以て、直接に第三者に對するの權利能力を喪失し、其聯合體が代りて權利主體たるものにして、聯合中の箇々の國家は、唯だ其相互間に於てのみ權利の主體たることを得るに過ぎず。假に名づけて之を限定權利能力國と云ふ。又國家は權利能力を有しながら時に之に伴ふ行爲能力を有せざるものあり。未だ國際團體に入らざる國家は、權利能力も行爲能力も有する能はざることを勿論なれども、一方に完全なる權利能力を享有するに拘はらず、往々條約に依りて其行爲能力を制限せらるゝの例なきに非ず。例へば被保護國(Protected State)と稱するものは、國家として權利の主體たることを得るに拘はらず、自ら第三國に對して法律上の効果を生せしめ得べき行爲を爲すの資格即ち行爲能力を缺如し、單に其保護國(Protecting State)に對する場合のみ行爲能力を有するに過ぎずして、第三國に對しては、保護國これに代りて行爲を爲すものなり。假に名づけて之を行爲無能力國と云ふ。行爲無能力國には權利無能力國の如く、絶對無能力たるものなし。斯の如く等しく國家と云ふ中にも權利を享有せざるも

のあり、又權利を享有するも行爲の能力を有せざるものあり。依て其能力を標準として國家を分類すれば、

一、權利能力國と權利無能力國

二、行爲能力國と行爲無能力國

とに別つことを得べし。

### A. 權利能力に依る分類

大多數の國家は國際法上の權利能力者なれども、稀に權利能力の全部を有せず、若しくは單に一部のみを有するものあり。依て國家は權利能力の全部を有するを以て原則とし、之を有せず若しくは其一部のみを有するを例外とす可し。此例外に屬するもの、中、權利能力の全部を有せざるもの、即ち絶對權利無能力國は、前に述ぶる如く、唯だ事實上の國家たるに止まりて、未だ國際團體の一員としての承認を得ざるものにして、例へば一國の一部が獨立したる場合に、既に事實上には國家として成立するに拘はらず、未だ他國が之を權利主體としての國家の承認を與へざるより、尙ほ國際團體以外に孤立するときの國家の如し。然れども此種國家



の實例は稀有にして、大抵は國家の成立と同時に、權利主體たるの承認を得るの例なり。之に反して、限定權利能力國に至りては、其實例に乏しからず。限定權利能力國に二種あり。一、物上聯合を構成する國家、二、永世局外中立國是れなり。

### 一、物上聯合を構成する國家

物上聯合(Real Union)とは、二箇以上の國家が、其相互間には獨立の權利主體たるに拘はらず、爾餘の第三國に對しては、共同して唯一箇の權利主體と爲る國家の結合を云ふ。故に物上聯合を構成する國家と國家との間には、互に國際法上の權利を有し義務を負ふ者なれども、聯合以外の第三國に對しては、共同の一權利義務を享有負擔し、孤立しては何等の權利能力を有するものに非ざるを以て、物上聯合に屬する國家は、完全なる權利能力者と云ふとを得ず。今日存在する物上聯合の唯一の實例は、奧太利匈牙利二體君主國(Dual monarchy of Austria-Hungary)にして、是等兩國は奧太利皇帝、匈牙利國王なる異名を有する共同の君主の下に、各々獨立の國家を爲すに拘はらず、外交、軍備等に關する國政を共通にし、一人の皇帝國王(Emperor-King)は宣戰講和を爲し、同盟條約その他の條約を締結し、公使を授受するの權能を

有する等、他國に對して單一の權利主體を爲し、唯だ兩國は其相互間には於てのみ、權利能力を有するのみ。瑞典那威も一九〇五年までは、物上聯合を構成したりしも、同年以後、分立して各々完全なる權利能力を回復したり。

物上聯合に對して君上聯合を擧ぐるものあり。然れども君上聯合(Personal Union)とは二箇以上の國家が、單に共通の君主を戴くを云ふに止まり、是等の國家は他國に對して各々完全なる權利主體を爲すものなるを以て、物上聯合に屬する國家の如く、權利能力を缺くものに非ず、隨て其聯合は物上聯合の如く、權利主體に非ざるが故に、君上聯合なるものを物上聯合と對立せしめて、國家の一分類と爲さんとするは、全く性質の異なるものを比較せんとするものにして、當を得ざるのみならず、我國の學者中には、物上聯合、君上聯合を物上聯合國、君上聯合國と稱して、之を國家と認むるもの、如くなるは誤解と評せざるを得ず。而して今日は君上聯合の例なく、一八八五年、白耳義王故レオポルド二世が、コンゴ自由國の君主を兼ね、國王の崩するまで聯合を繼續するの約束なりしに、去る一九〇八年、コンゴ自由國を白耳義に合併し、爾後その殖民地に變じたるを以て、最早や君上聯合は其

耻を絶ちたりと云ふ可し。

## 二、永世局外中立國

永世局外中立國(Permanent Neutralized State)とは、一國が他の多數の國に依て其獨立及び領土保全を保障せらるゝ代りに、自ら外敵の襲撃に對して防禦戰を爲す外は、戰爭に關與せざるは勿論、戰爭に誘引せらるゝの恐ある一切の國際義務を、他國に對して負擔せざる可きを約する國家を云ふ。即ち永世局外中立國は、國家存立の最大要件たる戰爭を爲すの權利を永久に放棄したるものにして、最早や完全なる權利能力を享有するものに非ざるなり。之を永世局外中立國と呼ぶは、他國間の戰爭に一切參與することを禁せられ、常に局外中立を守るの義務を負はしめらるるに因るものなり。但し局外中立と云ふと雖も、之を一國の領土の一部の中立、例へば蘇西運河、巴奈馬運河の中立、佛國シヤブレール及びフォーシニールの中立、又は希臘アイオニヤ群島中のコルフ及びバグスの中立と混同す可からず。一國領土中の一部が永久に中立たることある可しと雖も、之が爲めに其國は永世局外中立國たることなし。又一國が他國間の戰爭に關係せざるの状態を中立と云ひ、其國を

中立國と云ふと雖も、此場合の中立は何時にても隨意に之を廢して、其戰爭に加はることを禁ずるものに非ざるを以て、永久に戰爭の權利を失へる永世局外中立國と同じからず。永世局外中立國は、或は之を緩衝國(Buffer State)と云ふ。普通に強國間に介在して、其勢力の均衡を維持するの效用あるを以てなり。今日永世局外中立國たるもの三あり。瑞西、白耳義及びブルキサンブルグ是れなり。

### B. 行爲能力に依る分類

我民法に於て未成年者が法律行爲を爲さんが爲めには、原則として法定代理人即ち親權者又は後見人の同意を得るを要し、禁治產者は之を後見に附し、準禁治產者は之に保佐人を附するの規定にして、是等の未成年者、禁治產者、準禁治產者は自ら權利能力を享有しながら、獨力にて法律上の効果を生ぜしめ得べき行爲を爲すの能力を缺如するを以て法定代理人、後見人、保證人に依りて其缺如せる能力を補充せらるゝものなり。之と同じく國際法にも國家として完全なる權利能力を有しながら、行爲の能力を缺如するより、他國に依りて補充せらるゝものあり。是れ即ち行爲無能力國なり。普通の國家は自ら權利能力を有すると同時に、行爲能力

をも有するものなれども、稀に行爲無能力の國家あるを以て、行爲能力國に對して、之を區別することを要す。但し民法上に於ける行爲無能力者は、法律の規定に依て設けらるゝものなるに反し、國際法に於ける行爲無能力國は、通常その國と他國との間の條約に依りて設定せらるゝものなるを以て、行爲無能力と云ふと雖も、其條約の對手國に對しては、權利能力、行爲能力とも之を併有するものなれば、絶對無能力に非ずして、限定無能力と稱す可きものなり。而して行爲無能力國に唯だ一種あり。被保護國是れなり。

被保護國とは一國が第三國に對して法律上の效果を生せしめ得べき行爲を爲すの權利を他の國家に委任し、以て其國の保護の下に存立する國家を云ふ。被保護國に對して、其これを保護する國、即ち被保護國に代りて行爲を爲すの權利を委任せられたる國を保護國と云ふ、兩者の關係を保護關係(Protectorate)と云ふ。既に保護國、被保護國と云ふを以て、保護關係は國家と國家との間に存するものなるが故に、阿非利加なる野蠻の種族に對し、歐洲諸國の約せる保護の關係は、爰に所謂保護關係に非ざること勿論なり。而して保護關係は通常保護國と被保護國間の條

約に依りて設定せらるゝものなるを以て、其條約の規定如何に依りて、被保護國は其對外行爲の全部を保護國に委任するものなりや、將た又一部のみを委任するものなりやを定む可きものにして、隨て保護關係の程度は條約の實際に就て之を知るの外なし。此條約を保護條約(Treaty of Protectorate)と云ふ。故に保護條約の内容は必ずしも一定するものに非ずと雖も、殆ど總ての條約は皆に被保護國の對外行爲の委任のみならず、其内政に關する諸種の權利の委任をも保護國に約するを例と爲す。然れども是は決して保護國たるの要件に非ずして、唯だ保護の目的を完全に遂行せんが爲めに、是等の委任を爲すのみ。

保護關係の設定は單に被保護國の對外行爲を保護國に委任したるまでにして、被保護國の權利能力は、何等の變化を蒙るものに非ざるを以て、國際法上の權利主體として缺如する所なきが故に、例へば其外交權は他國に依りて行使せらるゝも從來諸外國間の條約は、依然その國の名を以て存續し、又將來外國と締結す可き條約も亦其國の名を以てし、若しくは其國の爲めにするの意思を明示するの例なると同時に、其保護國が外國との間に現に存在し、若しくは將來締結することある可

き條約は、其何種の條約たるを問はず、苟も自國の爲めに單獨に調印したるものならんには、之に依て被保護國を拘束し、之に義務を負擔せしむることなし。斯の如く被保護國は保護國と相對立する完全なる權利主體なるを以て、例へば保護國が他國との間に戰爭を開始することあるも、其被保護國たるの故を以て、必ず保護國に與みし、對手國と敵對關係に立つものに非ざることは、一八五四年クリミア戰爭の際、當時英國の被保護國たりしアイオニヤ群島合衆國が中立國として、戰爭に關與せざるものと認められたるの先例に徴して明なり。

被保護國の例は少なからざる其中に就き、佛國の被保護國は最も著名にして、其制度は屢々他國の模倣する所なり。即ち阿非利加にチュニスあり。亞細亞に安南、東京、東蒲寨あり。歐羅巴に西班牙との間に共同して保護に任ずるアンドーラ共和國あり。近來又阿非利加にてモロッコを其被保護國と爲せり。韓國は明治三十八年より四十三年これを日本に合併するまで、我被保護國たりしこと、人の知る所の如し。

余は行爲無能力國の例は、被保護國の一種に止まることを信ずるものなれども、或は聯邦を構成する國家も亦一見行爲無能力國たるの外觀を有するを以て、其間に誤解を生ずるの恐あるに依り、最後に聯邦に就て一言す可し。聯邦(Confederation)とは二箇以上の國家が、共同の利益を保護する爲め、共通の機關を設け、此機關を通じて一定の法律的行爲を爲す國家の結合を云ふ。故に聯邦を構成する國家は單に共同の利益を保護する爲めに、共通の機關を設けたるまでにして、國家は各自に其權利能力を保持し、唯だ其共通機關をして、外國に對し或種の行爲を爲さしむる爲め、聯邦條約に依り、其行爲の種類程度を約するを例とすと雖も、此場合に聯邦は別に權利主體たるに非ず、國家の單純なる團結に外ならざるのみ。然るに學者中、合衆國に對して聯邦を以て國家と爲し、往々聯邦國の名を用ゆる者あれども、聯邦は國家に非ずして、國家の團結に過ぎず。而して其聯邦の共通機關は、各國家の代表者を以て組織し、普通これを聯邦會議(Diet or Congress)と稱し、通常の外交會議に異ならざるを以て、此機關は聯邦構成國に代りて、其構成國の爲めに、對外法律的行爲を爲すの權利を附與せらるゝものに非ず、隨て構成國は第三國に對する其行爲能力の全部もしくは一部を喪失するものに非ざるが故に、聯邦を構成する國家は、權

利能力、行爲能力ともに完全に併有するものなるを以て、聯邦構成國を特殊の國家の如く分類するは、其當を得ざるものと云ふ可し。

雜 録

歐洲に於ける特異なる  
三種の銀行

小原喜三郎

(此一篇は三田理財學會夏期休業前の例會に於ける小原氏の講演の速記なり)

私は今晚銀行の事に付て少しお話をしやうと思ひますが、何分學校を出ましてから、丁度此月で七箇年目になります。其間算盤を弾いたり手形を書いて居りましたので、學説の方が今日どうなつて居るかといふことは知りませぬ。或は銀行の事をお話しましたが、さういふことはどうも銀行といふものゝセオリーにない筈だといふ様なお叱りを受けるかも知りませぬが、私は只時々暇のある毎に色々な物を讀み、又實際自分が仕事をする上に付て、銀行は斯くある可きものであると、私自分丈で一種の定義見た

様なものを下して居ります。又學説ではどうか知りませぬが、世間で普通銀行として解釋して居るものよりも全く違つた性質の仕事をして居る者があるが、さういふものが果して銀行であるかないかといふことは疑問であります。それは皆さんの御判断に委かせることにして、私は普通一般の解釋の銀行業、それ以外の仕事をして居る銀行、即ち特異なる銀行三つに付て簡單にお話をしやうと思ひます。

先づ普通銀行といふものは、どういふものであるかと申しますと、資本を集めてくる、其資本は株式で募集しても宜しうございませぬ。個人で出しても宜しうございませぬ。そして銀行の窓を開くといふとお客さんが金を預けに来る、其金に對して預金利子といふものを拂ふのであります。銀行はそれを預つて居る計りでなしに、其資本金を貸出すのみならず、又お客さんから預つて居る金を貸すので、さうして其貸し